

告 示

埼玉県告示第千四号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真（地上画素寸法十二センチメートル以内））

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年三月十日まで